

# サステナインテグレーション契約約款

株式会社サステナ

## 目次

サステナインテグレーション契約約款.....	1
第1章 総則 .....	3
第1条 (約款の適用) .....	3
第2条 (約款の優先) .....	3
第3条 (インテグレーションの実施区域) .....	3
第4条 (インテグレーションの提供対象者) .....	3
第5条 (権利義務の譲渡制限) .....	3
第6条 (業務委託) .....	3
第7条 (当社の免責事項) .....	3
第2章 契約・解約 .....	3
第8条 (申込み) .....	3
第9条 (申込みの承諾) .....	3
第10条 (契約者からの申出による契約の解除) .....	4
第11条 (当社からの申出による契約の解除) .....	4
第12条 (契約の強制解除) .....	4
第3章 料金 .....	4
第13条 (契約者の支払義務) .....	4
第14条 (利用料の構成) .....	4
第15条 (初期費用の支払期限) .....	4
第16条 (割増金) .....	4
第17条 (遅延損害金) .....	5
第18条 (料金の返金) .....	5
第4章 雑則 .....	5
第19条 (意思表示) .....	5
第20条 (約款の変更) .....	5
第21条 (専属的合意管轄裁判所) .....	5
附則 .....	5

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

当社はサステナインテグレーション契約約款を定め、システムの企画・設計・開発等の業務(以下、インテグレーションと表記します)を行います。

### 第2条 (約款の優先)

本約款は、契約者がインテグレーションを発注する上で他の合意に優先して適用されます。

### 第3条 (インテグレーションの実施区域)

当社がインテグレーションを実施する区域は、日本国のすべての地域とします。

### 第4条 (インテグレーションの提供対象者)

当社がインテグレーションを提供する対象者は、日本国に住所を有する法人・個人事業主とします。

### 第5条 (権利義務の譲渡制限)

契約者は、サステナインテグレーション契約上の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

### 第6条 (業務委託)

当社は、インテグレーションの実施に必要な業務の一部について、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### 第7条 (当社の免責事項)

当社は、契約者がインテグレーションの提供を受けることに関して被った損害について、その原因の如何を問わず、賠償・返金・料金の減額等の責任を負わないものとします。

## 第2章 契約・解約

### 第8条 (申込み)

契約希望者は当社に対し、当社が規定するインテグレーションの申込書を提出するものとします。なお、当該申込書には対象となる委託業務に関する見積書番号が記載されるものとします。

### 第9条 (申込みの承諾)

当社は利用申込みに対し、申込みを拒絶する正当な理由がある場合を除き、申込みを承諾す

るものとしす。なお、当社による申込みの承諾をもって契約が締結されたものとしす。

#### 第10条 （契約者からの申出による契約の解除）

契約者は、書面による当社への通知により、未履行のインテグレーション契約を解除することができるものとしす。なお、契約が解除される場合、当社は履行済み業務の報告を行い、契約者は委託業務に相当する合理的な委託料を支払うものとしす。

#### 第11条 （当社からの申出による契約の解除）

当社は、契約者への事前の通知により、サステナインテグレーション契約を解除することができるものとしす。

#### 第12条 （契約の強制解除）

当社は、以下の事由に該当する場合、サステナインテグレーション契約を強制的に解除することができるものとしす。なお、契約の強制解除は「当社事由による契約解除」とみなさないものとしす。

- (ア) 契約者による料金の支払いが滞り、契約者が当社からの督促に応じない場合
- (イ) 契約者の故意・過失によりインテグレーションの実施が困難になった場合
- (ウ) その他当社の責に帰さないやむをえない事情が発生した場合

### 第3章 料金

#### 第13条 （契約者の支払義務）

契約者は当社に対し、インテグレーションの業務委託料を支払うものとしす。

#### 第14条 （利用料の構成）

インテグレーションの業務委託料は「初期費用」により構成されます。

#### 第15条 （初期費用の支払期限）

契約者は、インテグレーション完了の翌月末までに初期費用を支払うものとしす。ただし、個別に支払期限を取り決めた場合はその支払期限までに支払うものとしす。

#### 第16条 （割増金）

利用料の支払いを不当に免れた契約者は、その免れた金額の3倍に相当する金額を当社に支払うものとしす。

**第17条**（遅延損害金）

契約者は、利用料その他債務の支払いを怠ったときは、年 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

**第18条**（料金の返金）

当社は、個別に定める場合を除き、業務委託料（「初期費用」）・割増金・遅延損害金その他契約者が当社に支払った料金について、いかなる理由があっても返金しないものとします。

**第4章 雑則**

**第19条**（意思表示）

当社からの意思表示は、電磁的方法により行うことができるものとします。

**第20条**（約款の変更）

当社は、契約者への事前の通知・契約者からの承諾なくこの約款を変更することができます。ただし、重要な変更を行う場合は契約者に事前に通知するものとします。

**第21条**（専属的合意管轄裁判所）

インテグレーションの提供に関連して、当社と契約者間で生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

**附則**

この約款は 2016 年 4 月 1 日から実施します。